

気象警報発表時・非常変災時における措置について

警報等が発令され、学校が臨時休校となることもあります。学校が休校となる警報は下記の通りです。御確認下さい。

気象警報について

1. 「大雨、洪水、大雪等の特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

①午前7時の時点で、滋賀県全域または大津市南部（近江南部）に「大雨、洪水、大雪等の特別警報」および「暴風を含む警報」が発令されていた場合は、臨時休校となります。※大雨警報や洪水警報の場合は、臨時休校になりません。

②午前7時までに「大雨、洪水、大雪等の特別警報」および「暴風を含む警報」が解除された場合は、通常通り登校させてください。ただし、通学路等の状況から危険が予想される場合は、始業時間の繰り下げや臨時休校の連絡（メール配信、ホームページ等）をさせていただく場合があります。

2. 児童の登校後に1.の警報が発令された場合

通学路の安全を確認後、下校時刻を繰り上げる緊急措置をとります。その場合は、メール配信にて連絡いたします。

また、次の点についてお子様と十分確認しておいてください。

1. 下校時刻が早まった場合、いつものように家に入れるのか。入れない場合は、どうすればよいのか。お子様にはっきりと伝えておいてください。
2. 自宅以外の場所に帰る場合（祖父母・知り合い宅等）は、誰の家に帰るのかをお子様自身が言えるようにしておいてください。
3. 自宅以外に帰る場合は、相手方と十分連絡を取り合っておいてください。
※児童クラブのお子さんについては、一旦児童クラブへ下校させますが、速やかに児童クラブへ迎えに行ってくださいか、児童クラブまで必ず帰宅方法を連絡してください。

※地域別に担当教師による安全確認をしながら下校させます。保護者の皆様におかれましても警報が発令された場合には、児童の安全の確保のため、ご家庭での待機やお迎えなどの対応をしていただきますようお願いいたします。

※状況により給食を食べずに、帰すこともあります。

※学区外通学等で送り迎えをされている児童につきましては、警報が発令されましたら、できる限り早く迎えに来て下さい。

※この措置について台風の接近毎にメール配信はいたしますが、文書を配布することはいたしませんのでご承知下さい。

地震について

下校完了時刻から午前7時までの間に、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業となります。ただし、安全が確保できる場合は、実情に合わせて平常どおり授業を行う場合があります。この場合、メール配信にて、連絡いたします。

武力攻撃事態等について

下校完了時刻から午前7時までの間に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が大津市からあった場合は、その日は臨時休業となります。ただし、安全が確保できる場合は、実情に合わせて平常どおり授業を行う場合があります。この場合、メール配信にて連絡いたします。